

第Ⅱ編 民商法編

電気通信事業法の下で実際に電気通信役務を提供する電気通信事業者等と利用者は、それぞれ必要な相手と契約を結び、その契約の定めるところに従ってその提供や利用を実現している。契約の締結と実行を律するのは民商法であり、電気通信事業法のうち契約関係にかかわる規定は全て民商法の定めを前提に成り立っていると考えて良い。

電気通信事業法には契約に関する規定は少ないが、これは、契約に関する重要部分は全て民商法の一般原則に委ね、例外的に電気通信関係の商取引について特に定める必要がある箇所のみを電気通信事業法に規定するというやり方をとっているからである。

本編各章では、電気通信事業分野に見られる契約関係によって、当事者間にどのような民商法上の権利義務が発生しているのかを概観し、これに対して電気通信事業法がどのような法的制度を付加しているのかを明らかにする。